

厚岸町議会 第3回定例会

令和5年9月5日

午前10時00分開会

●議長（大野議員） ただいまから、令和5年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。

●議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、7番、南谷議員、8番、石澤議員を指名いたします。

●議長（大野議員） 日程第2、議案第76号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第76号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」、その提案理由と規約変更の内容について説明させていただきます。

議案書12ページをご覧ください。

北海道市町村職員退職手当組合は、職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するために、道内の市町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議により、これを定めることとしているため、同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものであります。

このたびの規約の変更理由は、現在派遣職員のみで構成されている後志広域連合が今後職員を採用するにあたり、職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するため、新たに北海道市町村職員退職手当組合に加入することによるものであります。

規約変更の内容説明については、議案書により行わせていただきますが、併せて議案第76号説明資料の新旧対照表及び議案第76号参考資料の地方自治法関係条文抜粋を配付しておりますので参考としてください。

規約の変更内容であります。

初めに、規約第3条の規定により、組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合を定める別表について、（2）一部事務組合及び広域連合の表、後志管内の項中、南部後志衛生施設組合の次に、後志広域連合を加えるものであります。

次に、この規約の附則であります。

この規約の施行日を地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可のあった日から施行するとし、北海道市町村職員退職手当組合を組織する関係地方公共団体等の全ての議会で議決を得られ、または専決処分が行われた場合、当事務組合において、総務大臣の許可を受けるための事務手続を行い、その許可を受けた日からこの規約を施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第3、議案第77号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第77号「損害賠償の額を定めることについて」、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書13ページをご覧ください。

道路維持作業中の事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容について説明申し上げます。

1、損害賠償の相手方でございますが、札幌市中央区大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社北海道事業部であります。

2、事故の概要でございますが、令和5年5月16日午前10時30分頃、片無去584番地において、建設課土木作業員が職務上町有車両で道路維持のため碎石散布作業を行っていた際、荷台の収納を忘れ走行したことにより、相手方所有の電線に接触し、電線を切断した事故であります。

なお、過失割合は、町が100%であります。

3、損害賠償額であります、2万3,981円であります。

車両の操作にあたりましては、細心の注意を払っておりましたが、不注意が原因で事故を起こしてしまいましたことを大変申し訳なく反省しているところであります。幸いにして大きな事故には至りませんでした、今後については再発防止に向け、徹底した指導を行っていきたくと存じます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第4、議案第78号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、議案第78号「財産の取得について」、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書の14ページをお開き願います。

このたび取得しようとする財産は、町営牧場において、牛舎や堆肥舎から排出される尿や汚水などの処理作業に使用するバキュームカーであります。これは、町営牧場の運営の効率化を図るため、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により購入するもので、その財産の取得にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容であります、1の財産の種類は、物品であります。

2の名称及び数量は、バキュームカー、1台であります。

3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札であります。

4の取得価格は、金701万8,000円であります。

5の契約の相手方は、札幌市中央区北1条西13丁目4番地、日本ニューホランド株式会社であります。

次ページをお開きください。

参考１として、バキュームカーの仕様であります。

型式は、T V C 13040 D X。

本体重量は、4,500キログラム。

積載要領は、1万3,000リットル。

最大積載時重量は、1万7,500キログラムであります。

本機の全長は、8.065メートル。

全高は、3.015メートル。

全幅は、2.945メートルであります。

２として納入期日は、令和６年３月15日であります。

３として、型式図につきましては、次ページ、議案第78号説明資料のとおりですので、ご参照願います。

なお、参考資料として、7月31日に執行した指名競争入札結果を配付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単なお説明ですが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 バキュームカーなのですけれども、これは新規に、今までなくて新たに買うものなのか、それとも更新として買い替えるものなのか。その場合、古いやつというのは何年の、稼働年数が何年あったのかを教えてくださいと思います。

●水産農政課長（高橋課長） ご質問のありましたバキュームカーでございますけれども、現在、5.4トンのバキュームカーを1台所有しておりますが、ふん尿散布の機材としては不十分ということで、今回新たに整備をするものであります。今回特にこの施設、尿溜めの頻繁な汲み取りが必要であるということで、この整備をする部分になってくるため、今回整備をするということになったものであります。古いバキュームカー、ちょっと年式が何年もので何年使っているかという部分、ちょっと手元に資料がございませんので、確認しますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前10時12分休憩

午前10時15分再開

●議長（大野議員） 再開します。

水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） お答え申し上げます。

現存しているバキュームカーでございますけれども、平成25年度整備したものでございまして、現在10年経過しているという内容になっておりまして、今回はそれに増強するという施設整備ということで行うものでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 分かりました。ただ、積載量が倍以上になるといった中では、牽引用のトラクターというのも、それなりの馬力の大きいものでなければできないのかなとも思うのですけれども、今後そういうトラクターの大型化という計画というものはあるのでしょうか。

●議長（大野議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 当然、今回整備するバキュームカーでありますので、それに適したトラクターというのは、現在稼働しているという部分がありますし、今後トラクターの規模を拡大していくと、大きいものに整備し直していくというような計画は今のところは持ち合わせていないというような考えで進んでおります。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第5、議案第80号 厚岸町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（堀部課長） ただいま上程いただきました、議案第80号「厚岸町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

現在、末広地区では、自治会活動や地域住民のコミュニティ活動の拠点施設として、

厚岸町中央公民館末広分館を使用しているところであります。

この末広分館については、平成２年度に廃校となった厚岸町立末広小学校の建物を活用し、これまでの間、修繕により施設を維持してきましたが、建設から58年が経過し老朽化も著しく、末広自治会から、施設の建替について強く要望されておりました。

このため、町では、今年度において、中央公民館末広分館に代わる施設として、旧末広小学校グラウンド跡地に集会施設を建設中であり、施設完成後速やかに地域住民の集会施設としての用に供するため、厚岸町地区集会所条例に、新たに本集会施設に関する規定を追加する必要があることから、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明につきましては、議案第80号説明資料の新旧対照表により行わせていただきます。

それでは、新旧対照表の１ページをご覧ください。

集会所の名称及び位置について定めている第２条の改正は、表に名称として末広地区集会所を、位置として厚岸町末広85番地１を加えるものであります。

次に、施設使用料について定めている別表第１の改正は、宮園丘陵地区集会所の次に名称として末広地区集会所を、室名として集会室を、１時間当たりの使用料として60円を追加するものであります。

新旧対照表の２ページをご覧ください。

電気・暖房使用料について定めている別表第２の改正は、宮園丘陵地区集会所の次に名称として末広地区集会所を、室名として集会室を、１時間当たりの電気使用料として27円を、１時間当りの暖房使用料として66円を追加するものであります。

次に、葬祭使用料について定めている別表第３の改正は、宮園丘陵地区集会所の次に名称として末広地区集会所を、区分及び１回当りの使用料として、夏期は880円、冬期は1,740円を追加するものであります。

なお、末広地区集会所の施設使用料、電気・暖房使用料、葬祭使用料については、他の集会施設と同じ単価を用いて、使用する施設の床面積、設備の電力及び燃料使用量、使用時間を考慮して算出しております。

議案書18ページにお戻りください。

附則であります。

第１項は、この条例の施行期日でありますが、施設完成後、速やかに使用したい旨、自治会から要望があることから、本条例の公布の日から起算して４月を超えない範囲内で、規則で定める日から施行するとするものであります。

なお、規則で定める施行日については、現在のところ、施設の完成予定である本年12月中を予定しているところであります。

第２項は、厚岸町公民館条例の一部改正で、末広地区集会所の供用開始に合わせ、中央公民館末広分館を廃止するため、厚岸町公民館条例第３条に規定する分館及び別表第１に規定する施設使用料、別表第２に規定する電気・暖房使用料、別表第３に規定する葬祭使用料から、それぞれ厚岸町中央公民館末広分館を削るものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 末広地区集会所が地域の熱望がようやく叶ったということで大変いいのですが、管理形態なのですから、例えば宮園、鉄北地区集会所や住の江、丘陵地区集会所のように管理を委託するとかという、指定管理をするとかというような、そういうような予定というのはあるのでしょうか。

●議長（大野議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

指定管理ということでございますが、事前に末広自治会のほうにご相談をさせていただきました。その際、自治会からは高齢もありまして、指定管理で管理するということはちょっと無理だということでございますので、今までどおりの管理人の管理ということで承っているところでございます。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第6、議案第81号 厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました、議案第81号「厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と内容についてご説明いたします。

町の施設型給付となります認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の運営の基準を定める厚岸町特定教

育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を基に規定しておりますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が令和５年６月１６日に公布され、このうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正が令和５年９月１６日から施行されることとなりました。このたびの法律の改正は、指定都市等における認定こども園の認定または認可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直すもので、認定または認定後に改めて申請書の写し等の書類を送付することを想定している同法第３条第１０項が削られることに伴い、以降の規定の項番号が繰り上げられることから、厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定中、引用している条項番号を変更する必要があるため、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明は、議案書により説明させていただきますが、議案第８１号説明資料の新旧対照表と議案第８１号参考資料、関係法令の抜粋を配布しておりますので参考としてください。

それでは、議案書２０ページをご覧ください。

特定教育保育の取扱方針を定める第１５条のうち、認定こども園について規定している第１項第２号の改正は、先ほど説明させていただいた法改正に伴う引用規定の条項番号の変更であります。

なお、今回の改正部分につきましては、町内の保育所及び幼稚園の運営や基準に影響するものではありません。

次に、この条例の附則であります。

この条例は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に合わせて、令和５年９月１６日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を頂きますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第7、議案第82号 厚岸町空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第82号「厚岸町空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

今後とも空き家等の増加が見込まれる中、その対策が急務とされる状況を踏まえ、周囲に悪影響を及ぼす特定空き家等の除却等の更なる促進に加え、特定空き家等になる前の段階から空き家等の有効活用や適切な管理を確保し、空き家対策を総合的に強化するため、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年6月14日に公布され、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされました。

法改正の概要については、1点目として、特定空き家等になる前の段階から空き家等の活用を進めていくこと、2点目として、悪化の防止策として管理の確保を進めていくこと、3点目として、特定空き家等への対応を強化していくこととするほか、空き家等対策の必要性の高まりに伴い、所有者等の責務を強化するもので、この法改正に伴い、令和2年9月に旧法空き家等対策の推進に関する特別措置法を基本として制定した厚岸町空き家等対策の推進に関する条例において、規定中引用している法律の条項番号の変更、新たに創設された制度に関する規定の追加、これまでの運用上の課題と規定の整理を行う必要があることから、本条例を制定しようとするものであります。

改正内容の説明については、別に配布している議案第82号説明資料 厚岸町空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきますが、併せて、議案第82号参考資料① 空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律抜粋及び参考資料② 厚岸町空き家等対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表を配布しておりますのでご参考としてください。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

この条例中の用語の定義を定める第2条の改正は、管理不全空き家等に対する措置の創設に伴い、特定空き家等について定める第2号を第3号として、第2号として新たに管理不全空き家等についての定義規定を追加するものであります。

所有者等の責務について定める第3条の改正は、新たな努力義務規定の追加に伴い、空き家等が所有者等の個人財産である一方、活用されずに管理状態が悪化することなどにより、地域の公共的な問題が生じるということを踏まえ、責務を強化するため、現行の適切な管理の努力義務の規定に加え、町の対策に協力する努力義務の規定を加えるものであります。

町の責務について定める第4条の改正は、法改正に伴う引用条項番号の変更であります。

立入調査について定める第7条の改正は、見出しを立入調査等に改めるとともに、法改正に伴う引用条項番号の変更及び、所有者等に対する報告徴収権が市町村長に付与さ

れたことに伴い、現行の特定空き家等に対する立入調査に加え、所有者等に対し、これまでの管理状況や現在の状況、除却に向けた意向などを報告させることができる規定に改めるものであります。

空家等の所有者等に関する情報の利用等について定める第8条の改正は、所有者把握の円滑化に関する制度の創設に伴い、現行の関係する地方公共団体の長に加え、空家等に工作物を設置している電力会社やガス会社等に対しても、所有者情報の提供を求めることができる規定に改めるものであります。

2ページをご覧ください。

協議会について定める第10条の改正は、法改正に伴う第1項及び第3項中の引用条項番号の変更であります。

新たに加える改正後の第11条は、管理不全空家等に対する措置について定めるもので、管理不全空家等に対する措置の創設に伴い、そのまま放置すれば特定空き家等になるおそれがある管理不全空家等と認めるときは、今後、国の基本指針で定められる空家等の管理指針に即した措置を指導することができるのとするとともに、指導してもなお状態が改善しない場合には勧告を行うことができるとするものであります。

なお、これは現行の特定空き家等になってからの実効的な措置だけでは、増加し続ける空き家等の対応には限界があるため、特定空き家等になる前の段階から悪化の防止策として管理の確保を図ろうとするものであります。

特定空き家等に対する措置について定める第11条の改正は、法改正に伴う引用条項番号の変更及び緊急代執行制度の創設に伴い、現行規定の整理と併せて、緊急時において除却等が必要な特定空き家等に対して、迅速な安全の確保を図るため、事前の命令等の手続きを経ずに代執行を可能とする規定を加えるとともに、第12条へ条番号を繰り下げるものであります。

緊急安全措置について定める第12条の改正は、これまでの緊急安全措置の実施状況を踏まえ、行政代執行法の規定に準じ規定を整理するとともに、第13条へ条番号を繰り下げるものであります。

軽微な措置について定める第13条及び委任について定める第14条の改正は、それぞれ第14条及び第15条へ条番号を繰り下げるものであります。

議案書22ページにお戻りください。

附則であります。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされておりますが、現時点で政令は定められていないため、この条例の施行日を同法の施行日に合わせ、この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。とするものであります。なお、第12条第5項及び第6項の改正規定のうち、徴収するを徴収することができるに改める部分については、法改正を伴わない改正のため、公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

4 番、金子議員。

●金子議員 第11条、町長は管理不全空き家等と書いてあるのですが、管理不全空き家の定義というのは何か決まっていて、どこか条文とかに、こういう状態だと草を刈ってないで、ある程度茂っていると管理不全空き家となるのか、定義があるのか、ないのか、教えてください。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

今回、国の法律が定められましたが、特定空き家、これがいまだに増え続けている、その前の段階から管理不全空き家というのを設けて、特定空き家にさせないということであります。

この定義といたしましては、周辺的生活環境を及ぼす恐れがあるものや、住民の生命、身体、財産に被害を及ぼす空き家とその敷地、空き家屋根が、壁が壊れていて、建物の倒壊が恐れるもの、また、屋根材、壁材が脱落、飛散するものというもので、近所の家や、また通行人に支障が及ぼす恐れがあるというのが今回この管理不全空き家ということで示されているというものであります。

●議長（大野議員） 4 番、金子議員。

●金子議員 分かりました。

例えば、具体例でいくと、その状況というのを発見するのに、町がパトロールをして、家がどういう状況か見るのか、それとも空き家自体を町が全体的にこことこことこの辺りが空き家だと把握して定期的にチェックするのか、それとも住民が隣の家何か全然管理もしていないのだけれどもという通報というか連絡があったら、これを調べに行って状況を確認するのか。どのような流れでが今まであったり、今後想定して対応していくという考えでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

今まで空き家の管理であります、私たちもこの空き家の計画を始める前に、まず、これは委託していただきまして、これは目視であります、厚岸町全域に調べをさせていただきました。空き家というのは四百数件あるのですけれども、特に全てが私たちも毎日のように管理はできませんので、やはり近所の方もしくは自治会等からも話があります。また、私たちも特に空き家の中でもA、B、C、Dランクとあるのですけれども、一番特定空き家の恐れがあるというDランクの、これが部分でも特に車の支障、歩

行に支障があるという場所は、必ず毎年見て歩いております。それ以外のものも正直言っているのですが、こちらのこの管理不全空き家、今後どうしていくかということでもあります。今国のほうでもまだ管理の指針というのを定めて町村のほうにも示すということになっていますが、私たちも特定空き家、これを進める上では、特定空き家の判断基準というのをつくらせていただいております。これはガイドラインに基づいて、北海道の部分の判断基準も参考にしながら、私どもであります空き家対策協議会、これとも協議をいたしまして、これをつくらせていただいております。ほぼ、これに則した管理不全空き家の判断基準になろうかなとは思っておりますが、国の今定めてくる指針を見ながら、この管理不全空き家をどういったふうにして管理をしていくか。逆に言いますと、やはり特定空き家だけではなくて、やはり恐れのあるということで、かなり今後空き家対策には力を入れなければならないというのが、この管理不全空き家かなと思っております。

そういった中では、こういった管理不全空き家というのを、まず町民の皆さんにも、これは所有者はもちろんですけれども、やはり皆さんが管理不全空き家、特定空き家、どういうものなのかと。一つの例を国のほうから言いますと、絵が来たのですけれども、ただ窓が割られているから管理不全空き家なのかと。ただ、その窓が割れているために、例えば防犯上よろしくないだとか、そういうような動物だとかが住み着くだとかというのが、それが影響するということであれば、やはり管理不全空き家として認定をしなければなりません、やはりその家の状況、また近隣の状況を見ながら管理不全空き家というのを私たちが定めていかなければならないのかなと思っているところでございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

- 金子議員 詳しくご説明いただいて、大分自分も理解できたのですが、今回この部分を質問させていただいた中には、自分自身も室蘭に家を持っていて、そこに遊びに行ったりするのに年に1回とか行っていたところを、自分が所有していたときに市のほうから屋根の軒下と言うのですか、屋根が付いていて、その下に板があって、それが外れているからということで、管理不全という項目で来たかは覚えてないのですが、そういう手紙が来て、直してくださいというのは来たことがあって、厚岸町も移住者も当然増やしたいというのはあるのですが、例えば涼しい、今年は別としても夏の間涼しい環境というのは道外の人も魅力で、別荘として持ちたい人って釧路も含めて、この地域はこれから増えてくる可能性は高いし、そこに需要はあると思うのです。そういうことを考えたときに、今回自分が通知が室蘭市から来たときに思ったのが、例えば、これ直してくれと言われるけれども、年に1回とかしか行っていないと、どこに頼んでいいかも分からないし、ただ直してくれと言われるだけだと、なかなか離れていて、すぐに対応もできないので、もし町として、この地域に住んでいない状態の空き家であれば、例えばこういう工務店さんだとか、直してくれるところもあるよということや解決策というか提案、そういうものもしていただくと複数家を持って所有しているというような空き家、空き家と言うかはちょっと分からないのですが、そういう状態で何か、どこかが壊れて

いる、管理状況がどうということを知ったときに、所有者もそういうことが分かったと選択肢があるし、対応もしやすいと思うので、いろいろな面で厚岸町に人が来るように、こういうルールだからこうというだけではなくて、プラスして所有者も対応しやすいように、例えば草刈りしていない、草が生い茂っていて困ると言えば、こういう業者がいて、このくらいで、それは業者との話にはなるかもしれないですけども、情報の提供を所有者にもしていただけると所有者側も対応をスピーディーに、なおかつ、すぐそれだったら連絡してみようと思うかもしれないので、いろいろな角度でちょっと考えていただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

今金子議員の例もあったのですけれども、私どもも家が今、屋根が飛びそうだとか、そういった状態の中には文書を出ささせていただきます、同じように改善していただきたいと、今こういう状況でありますので、こういう改善をしていただきたいという文書は流させていただきます。

それと空き家の活用ということでございますが、今私たちも空き家バンクというのを創設はさせていただきましたが、大変申し訳ございません、まだ1件も正直言ったらございません。そういった中では、私たちも空き家バンクをどう進めていくのだ。これはやはり町で不動産業を営むわけではございませんから、やはり専門の業者ないし、やはりそういう意見だとか、そういうところをお願いをせざるを得ないのかなと。そういった中では、今宅地検定取引協議会、釧路にあるのですけれども、その委員として厚岸町にもいる方がおります。そういった中では、この空き家バンクを、空いている家をどう活用していくか。私たちもその一つ、家が出てくることによって、移住体験住宅というのを使っていますけれども、やはり2棟しかございませんので、こういうような空き家も本当は活用できればなとは思っています。そういった中では、要は宅建協会、こういうのに相談部分もしながら、ここと提携しながら空き家バンクというのを今進めさせていただけないかどうかというのを今進めているところでございます。

それと、やはり発生の抑制、草木だとかというのがあるのですけれども、まず住宅を空き家にさせない、また空き家になったら、これをどうしていくかという管理が一番大事だと思っています。そういった中では、なかなか町内に住んでいて、町外以外に住んでいて、今住んでいた家がこの町内に空き家になっている、そういった中では管理は簡単ではございません、確かに。そういった中では、維持管理、また草だとか、木だとかというのが生えている、また相続登記とか、そういったようなものをどこに相談しているのかというのは分からないというところが多々皆さんあるのかなと思います。そういった中では、私たち、ちょっと内部で今、まだどういった方向でどう進めるかというのは、まだこれから話の中なのですが、今考えているところは、やはり一元の窓口、これをやはり町民に示していくべきではないかと。また、町民以外の方、ほかの町外で住んでいる方、こういった方にも相談あったときに、こういうような業者を紹介する、特に維持管理だとかというのが大変になります。または草だとか、木だとか、それをどこ

に頼んでいいのかと。そういうところも私たちが、町が受けて、職員が行って、それができるだけのあれがありませんから、できれば専門業者、また、そういうような相続登記だとか、相談とかができるところも、私たちも探しながら、やはり空き家というのを、先ほどの管理不全だけではないのですけれども、やはり空き家にさせない、また空き家になったらどうする、そして空き家というのはどういうものだ、空き家になった場合にその管理はどこでどういうことをしてもらえるかというのを整理したものが必要ではないかと。

全国の事例を見ましても、パンフレット等作成しているところあります。ただパンフレットを作成して配ればいいやということではございませんが、やはり一番は空き家のこの全体的な部分をどこに相談したら分かりやすいかというのが大事だと思っています。そういった中では、今私たちが担当している総合政策、これが空き家ということでございますが、いろいろ、やはりほかの課とも連携はしなければなりません。これは連絡会議等つくって空き家のほう進めておりますが、そういった中では、やはり私たちが窓口になって、いろいろな対策を紹介するような、そういったものを今後ちょっと創設できればなと思っているところでございます。

●議長（大野議員）　ほか、ございませんか。

10番、堀議員。

●堀議員　空き家対策については空き家を管理不全空き家、特定空き家にする前に、いかに管理の主体を明らかにした中で除却しなければならないところは速やかに除却を進めていくかというところに尽きるのかなと思うのですけれども、確認したかったのは空き家を除却した後の土地、固定資産の免除規定というものが建物を建てたときにはあると思うのですけれども、それが除却したときにその免除規定というのが即座に解除されるのか、それとも猶予期間というものがある中で段階的な、例えば課税強化されていくのか、そこら辺ちょっと確認したかったのですけれども。

●議長（大野議員）　税務課長。

●税務課長（鈴木課長）　私のほうから答弁させていただきます。

固定資産税の除却の住宅の軽減措置でありますけれども、課税基準日が1月1日ですので、壊した翌年から、そちらの軽減が外れまして、固定資産税が高くなるというようなことになります。

●議長（大野議員）　10番、堀議員。

●堀議員　ちょっと広がってしまうと思うのですけれども、許していただきたいと思うのですけれども、固定資産税のやつも、やはり空き家をどんどん壊していってくれ、でも次の年からもう普通に固定資産税が当たり前に、土地のようにかかるよと言うのであれば、なかなか壊そうという動機付けも弱くなる部分かなと。固定資産税高くなるから、

まだ今のまま壊さないでおいてもいいやと。それがいつの間にか管理不全空き家や特定空き家というふうになるといったものを考えていったときには、やはり3年ないし5年とかの猶予期間という、そういうものも設けるようなものというのを今後考えていくべきではないのかなというふうに思うのですけれども、そういうような考えというのはどうなのでしょう。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

軽減的には法的にこれで定められておられますので、この3年の猶予だとかというのは今のところは考えておりません。

ただ、まず特定空き家になった時点では、すぐ固定資産税が6分の1になるというわけではないです。まず助言指導、そして命令ということで、勧告になった時点で、この固定資産税の特定がなくなるということでございます。

やはり議員言うように、進まない原因の、これ国でもそうなのですけれども、一つの原因が、やはり建物のあるうちはその軽減がされているので空き家のここが進まないというのも一つの原因だということで、これは全国の調査でもそういうふうに言われております。そういった中では、法的なこともありますので、やはりまずは、あくまでも自分の空き家をどう管理していくか、所有者の責務、ここを所有者に対して示していつ、それもやはり6分の1の軽減がなくなる、こういうのも捉えた上、空き家の解体、またはどのような売却をするか、その管理を所有者が考えていただければなと思っていますので、その周知の仕方也是我们が責任あると思っていますので、そういう部分も含めて、空き家のほうの対策を進めてまいりたいと思っています。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 分かりました。ただ確認したかったのが、国が法律で6分の1軽減というのはやっているから、地方がそれに倣わなければならない。ただ、それよりも、例えばもっと減税措置をすとかといった場合、町村で条例なりを設けてできないのかどうか、そこだけ最後確認したいのですけれども。

●議長（大野議員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） 税金の話でありますけれども、固定資産税につきましても、地方税法を基にしまして、町税につきましても町税条例で定めております。ですので、町で特別にそういう制度を設けるのであれば、町税条例の改正をしなければいけないと思っています。

反対に言いますと、町税条例で国の法律を上回らない程度で改正規則を設けた場合は、それが適用されると認識しております。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

7 番、南谷議員。

●南谷議員 2 点お尋ねをさせていただきます。

まず 1 点目でございます。いただきました資料、議案第82号説明資料の裏側、2 ページ目なのですが、改正の第13条のところなのですが、6 項、当該措置に要した費用をその所有者等から徴収することができる。今までは徴収するというものから徴収することができると変わっています。するとすることができる、この違いについて説明をしてください。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

するとすることができるでございます。提案説明でもちょっと読ませていただきましたが、代執行法の規定に準じ規定を整理したということであります。私たち、当初この緊急代執行というのは、法律の中では当初ありませんでした。ただ、私どもも空き家を進めていく上では、急に災害だとか、いろいろなことがあって、特定空き家になり得る、これがあるとなりますと、やはり町でそれぞれの対応をしなければならないということでありました。

今回、ここで徴収するとさせていただきましたが、今回この空き家の法律が変わりまして、特定空き家の部分に緊急代執行というのが措置されました。この緊急代執行につきましては、行政代執行法の強制的な徴収費用徴収を可能にするという部分でありました。その中の費用の部分にはすることができるということでもありますので、私たちの徴収すると徴収することができる、言葉のあれだと思うのですが、同じ言葉なのですが、するということが強制的な意味を持つのかなと、少しすることができるということは言葉のニュアンスかもしれませんが、同じような検字ではありますが、少し緩和をされる部分があるのかなと。そういった中では、この代執行法に準じることができるというふうな、それ以上の規定を私たちが法律以上のものを定める部分ではないのだろうかという部分で、このするとさせていただきます。

もう一つがやはり、空き家を進めていく上で、実情があったのですが、やはり生活保護者だとかというのが出てきたりしますので、その方たちに必ずしも徴収することができるかという部分もございます。ただ、その部分については、同意をもって壊させていただいて、相続にあくまでも生活保護者とありますので、私たちは徴収するという部分では、必ず請求はさせていただいております。ただ、払えるか、払えないかというのは、変な話、その方が逆にお亡くなりになったとなりますと、相続が発生してきますので、それが今度、その部分も相続人に入ってきますので、その部分は徴収する部分は、この費用に関しては請求し続けると。

ただ、こちらの今度、今回の法改正によって、この条例にも盛りさせていただきました緊急代執行、これになりますと、国税滞納の処分の例ということで、要は財産の差し押

さえだとかが出てきます。そういった中で、国税費用徴収の例に倣いますと、仮にいけば5年で不納欠損ができるという部分の規定も、今回はこの法律で定められた部分が適用されるということでございます。そういった中では、このするとすることができるといふ部分では、代執行法に基づいたものに変えさせてもらったというのが現状でございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 4番、金子議員が、私が伺いたいなということをおおむね聞いていただきました。私も今回の改正で、私の頭ではなかなかよく理解ができません、はっきり言って。今回の改正で、厚岸町として、担当課として、何がどう変わっていくのかなと。今までこうだったのだけれども、今回の改正によりまして、担当課として、概略でいいですから、今度はこういうふうにやっていきますよという話は先ほどいろいろな面で言っていたのですけれども、考え方としてこういうふうにしていくのだというものを、どう取り組んでいくかということを具体的にきちんと説明をしてください。

●議長（大野議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えさせていただきます。

まず、先ほどちょっと提案説明で示させていただきました今回の法改正でもあります1点目が特定空き家等になる前の段階からの空き家の活用、それと2点目として悪化防止策と管理の確保、3点目が特定空き家等の対応ということでございます。

町として、この空き家をどうしていくかということで、先ほど4番議員にもご説明させていただきましたが、まず一つは発生の抑制であります。発生の抑制をどうしていくかということで、やはり所有者のこれは責任、あくまでも建物というのは所有者の責任だということを、やはり意識付けるのが大事なのだと。ただ、やはりいろいろな事情があって空き家になっていくという部分はございます。そういった中では、その空き家をどうやって管理をしていただけるかということで、まず大きいところでいきますと、発生抑制でいきますと、やはり先ほど出てきました管理不全空き家、これを特定空き家になる前から管理をしていただきたいと。ただ、そうしたら管理不全空き家とはどういうものだと、どうなっていくかと。やはり自分の所有しているものが、今現在どうなっていて、どのような状況だと、これからどうなっていくのだと。やはり所有者には、そういうようなものを考えていただきたいというのがあります。

そういった中では、この管理不全空き家、今国のほうでも管理指針、定められますが、それを参考にはさせていただきます。それと、やはり厚岸町でつくっています特定空き家の判断基準、これに基づきながら、空き家対策協議会、これを含めまして、管理不全空き家というのを判断基準を定めさせていただきますして、そして、所有者に対して、これは町外の方、もちろん厚岸町に空き家を持っている方、それと町内の方に対しても、どういった場合が管理不全空き家だ、または特定空き家だ、これがそうなるとうなっていくのだと、これをやはり示していかなければならないかなと思っています。

それともう一つが、空き家になった場合、どうしても管理ができない。そういった中では、維持管理だとか草、またはそういうような木だとか、そういうような近隣に住んでいる方、または歩行される方に影響があるのであれば、それを逆に所有者が専門業者をお願いできるような、業者を私たちが探して、お示しをするような形が必要なのかと。また、それに併せて、例えば相続登記だとか、土地がどういうふうになっているのだとかというの、これは専門業者を紹介して、そういった部分と、そういうような一元的な総合窓口をやはりつくるべきではないかなと思っております。そういった中では、それらを整理した段階で、やはりパンフレットだとかというのは作成は必要ではないかなと思っております。

それと、空き家バンクの創設であります。この空き家をそうなればどうやって活用していくのかなと。そういった中では、先ほどこちょっとありました宅地選定取引協議会、ここと連携しながら、空いている空き家の活用を進めていければと思います。

それと、やはり抑制と空き家にさせない、これをやはりどうやって知ってもらう、町民に周知していくかという部分が一番大事なのかなと思っておりますので、これらを整理した段階で、私どもも空き家の協議会または役場庁内での連絡体制、そういった中で町民のほうに周知させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（大野議員）　ほか、ございませんか。

2番、室崎議員。

●室崎議員　よい、悪いの問題ではなくて、今の議論の中でちょっと気になったところがあるので確認をしておきたいのですが、税法と税条例の関係です。建物が宅地の上に建っていますね。その場合の土地に対する固定資産税に関しては、軽減規定が、これは税法上にありますね。税条例ではないですね。それで、それがこういう特定空き家だとか、それに類いするようなもののときには、今町のほうでは周りの危険やいろいろなことがあるので壊してくれと言っているわけです。壊すと、所有者に言わせると待ってましたとばかりに税金が跳ね上がると、おかしいのではないかと、こういう話でなかなか前へ進まないという話がありました。それで、今の説明を聞いていると、その場合に税条例によって軽減措置の延長ないし段階的延長が可能なのだというふうに聞こえたのですが、税法の中にそのような建物がなくなるという軽減規定もなくなるという規定がある中で、税条例でその例外をつくるということは可能なのでしょうか。

●議長（大野議員）　休憩します。

午前11時10分休憩

午前11時17分再開

●議長（大野議員）　本会議を再開します。

税務課長。

- 税務課長（鈴木課長） 先ほどの答弁、ちょっと私が紛らわしい答弁をしてしまって、大変申し訳ないと思っております。固定資産税の軽減の特例につきましては、地方税法のほうで定めがありますので、これを町が独自で改正するとか、そういうことはできないです。ただ、町税条例の減免規定がありますので、その減免規定の中で、例えばそういう特例の減免規定を設けるか、設けないかというのは、町のほうでも考える余地があるのではないかという認識をしているという話でさせていただきました。

- 議長（大野議員） 2番、室崎議員。

- 室崎議員 異を唱えるわけではないのですけれども、減免規定という特例の場合には、通常、その土地の上の建物を撤去したら更地になりますね。更地になった課税について、なおかつ町税条例で別のものをつくるということは、そういうようなことを法が予想して特例を考えているかどうか。恐らく違うのではないかと思います。そういう場合は特例には当たらないと思うので、これは法律を変えない限り、今の問題は解決できないのではないかと。だから、強いて言うならば、厚岸町としてどういう形になるか、町村長会議だとか、そういうところに意見として出すか。厚岸町が単独で総務省なり何なりの担当者に出すのがいいのか。それは私は分かりませんが、そういう意見を提出するとか。国を動かしていく、それ以外には方法がないのではないかと私は思っています。その点について、もう一度きちんと答弁をしていただきたい。

- 議長（大野議員） 税務課長。

- 税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

減免規定の特例条例に、この文言を加えることができるか、できないかという部分、ちょっと私の勉強不足もありますので、もう少し勉強させていただきまして、町税条例に、例えばそういう減免規定を設けることができない場合、そのほかに例えば町独自として、そういう条例ができるのかという部分も含めまして、少し勉強させていただきたいと思います。ちょっとこの場では明確な回答はできないのですけれども、そういうことで答弁させていただきます。

- 議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時23分再開

- 議長（大野議員） 再開いたします。
ここで、昨日上程しました議案第71号 令和5年度厚岸町一般会計補正予算について、提案理由説明書の訂正の申し出がありましたので、これを許します。
総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） 貴重な時間、大変申し訳ございません。
お配りしております、議案第71号令和5年度厚岸町一般会計補正予算（3回目）提案理由説明書の15ページをお開き願いたいと思います。
まず、字句の訂正をさせていただきたいと思います。この15ページの部分であります、上からスポーツ施設とあります。ここでまず勤労者体育館の玄関ドアの修繕に25万5,000円と、下のほうに海洋センターの火災警報器修繕ほかに18万9,000円となっております。こちらほうを29万5,000円を9万5,000円、それと18万9,000円を9万4,000円に訂正させていただければと思います。
こちらの訂正の説明をさせていただきたいと思います。
まず、スポーツトラクターの上からでございますが、故障による修繕27万4,000円ということであります。こちらのスポーツトラクターでございますが、実際はこちらのほうは38万5,000円かかっております。これが、当初予算で11万円計上しておりますので、その不足ということで27万4,000円を今回補正計上させていただいたということでございます。
それと同じように、下のほうにあります、先ほどの玄関ドアの修繕、29万5,000円を9万5,000円に訂正させていただいたのですけれども、こちらの施設の修繕料も当初予算20万円計上しておりました。この勤労者体育館のドアに修繕29万5,000円が実際かかっておりまして、その当初予算との不足分9万5,000円を計上させてもらっております。
それと、当初予算に計上されていなかったものの、宮園公園遊具の修繕から、このように今回修繕が必要になったということで補正計上させていただいているのですが、海洋センターの火災報知器修繕ほかに9万4,000円、これ18万9,000円ということでこちらさせていただいたのですが、すみません、こちらのほう誤りでございますので、こちらのほう9万4,000円に訂正させていただければと思います。
こちらの提案説明書でございますが、そういった中では、これ全部足しまして90万4,

000円になりますので、この説明資料ということで、大変誤りがあったということで、大変申し訳ございません。次回からは、このようなことがないように注意をしながら提出のほうさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） 皆さん、分かりましたか。

（発言する者あり）

●議長（大野議員） 休憩します。

午前11時26分休憩

午前11時33分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。
総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 大変失礼いたしました。

再度ご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この当初提案理由説明書ということでお配りしておりました15ページの部分でございます。上から9行目になります。の修繕に29万5,000円と書いてある部分を9万5,000円に訂正、そしてその二つ下でございます、18万9,000円の部分を9万4,000円に修正させていただきたいと思います。

先ほど説明させていただいたとおりでございますけれども、この資料提出に際しましては、細心の注意を払いながら、次からこのようなことがないように注意させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） 皆さん、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（大野議員） 令和5年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。

午前11時34分休憩

午後1時33分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（大野議員） 日程第8、議案第71号 令和5年度厚岸町一般会計補正予算、議案第72号 令和5年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第73号 令和5年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第74号 令和5年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第75号 令和5年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上5件を再び一括議題といたします。

本5件の審査については、令和5年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

2番、室崎委員長。

- 委員長（室崎議員） 令和5年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第71号 令和5年度厚岸町一般会計補正予算ほか4件の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（大野議員） 初めに、議案第71号 令和5年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（大野議員） 次に、議案第72号 令和5年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（大野議員） 次に、議案第73号 令和5年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（大野議員） 次に、議案第74号 令和5年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（大野議員） 次に、議案第75号 令和5年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（大野議員） 本日の議事日程は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、7日に加え、明日6日も休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、7日に加え、明日6日も休会することに決定しました。

以上、本日はこれにて散会いたします。

午後 1 時38分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 5 年 9 月 5 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員